

# 福島の復興・再生に向けた取組状況

令和4年5月29日



# 目 次

1. 令和4年度復興庁一括計上予算のポイント	1
2. 生活環境整備の状況	2
3. 原子力災害被災12市町村の産業復興に向けた取組	3
4. 福島県の農林水産業の再生について	4
5. 移住・定住等の促進	5
6. 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案について（概要）	6
7. 風評払拭・リスクコミュニケーション	7
8. 令和4年度 福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業費のテーマ一覧	9
9. 特定復興再生拠点区域の整備計画	10
10. 帰還困難区域の復興・再生 特定復興再生拠点区域外に係る対応	12

# 1. 令和4年度復興庁一括計上予算のポイント

令和4年度当初予算額(復興庁所管): 5,790億円 [前年度予算額: 6,216億円]

地震・津波被災地域において、被災者支援などきめ細かい取組を着実に進めるとともに、原子力災害被災地域では、帰還環境の整備、生活再建など本格的な復興・再生に向けた取組を行う。これらに加えて、福島はじめ東北地方が創造的復興を成し遂げるための取組を進める。

## 被災者支援: 278億円

避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施。

- 被災者支援総合交付金 (115億円)
- 被災した児童生徒等への就学等支援 (26億円)
- 緊急スクールカウンセラー等活用事業 (17億円)
- 仮設住宅等 (8億円)
- 被災者生活再建支援金補助金 (25億円)
- 地域医療再生基金 (29億円) 等

## 産業・生業(なりわい)の再生: 347億円

ALPS処理水の処分に伴う対策として、被災県への水産に係る加工・流通・消費対策や福島県農林水産業の再生、原子力災害被災12市町村における事業再開支援、避難指示解除区域等における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施。

- 新**水産業復興販売加速化支援事業(41億円)
- 新**福島県次世代漁業人材確保支援事業(4億円)・福島県農林水産業復興創生事業(41億円)
- 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業(30億円)
- 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(141億円)
- 拡**福島県における観光関連復興支援事業(5億円)
- 新**ブルーツーリズム推進支援事業(3億円) 等

## 住宅再建・復興まちづくり: 508億円

住まいとまちの復興に向けて、災害公営住宅に関する支援を継続するほか、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を進める必要があることから、災害復旧事業等について支援を継続。

- 家賃低廉化・特別家賃低減事業 (221億円)
- 社会資本整備総合交付金 (103億円)
- 森林整備事業 (46億円)
- 災害復旧事業 (85億円)
- ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業 (1億円) 等

## 原子力災害からの復興・再生: 4,452億円

避難指示が解除された区域での生活再開に必要な帰還環境の整備や、帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備等を実施するとともに、中間貯蔵施設の整備等を着実に推進。また、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を推進。

- 特定復興再生拠点整備事業(445億円)
- 新**特定復興再生拠点区域外に係る調査等事業(14億円)
- 福島再生加速化交付金(701億円)・福島生活環境整備・帰還再生加速事業(88億円)
- 中間貯蔵施設の整備等(1,981億円)・放射性物質汚染廃棄物処理事業等(638億円)
- 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施(271億円)
- 風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策(20億円) 等

## 創造的復興: 157億円

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、上記の取組に加えて、国際教育研究拠点の構築、福島イノベーション・コースト構想の推進、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施。

- 新**国際教育研究拠点推進事業(25億円)
- 福島イノベーション・コースト構想関連事業(76億円)
- 移住等の促進(福島再生加速化交付金の内数)
- 福島県高付加価値産地展開支援事業(52億円)
- 「新しい東北」普及展開等推進事業(3億円)

※ 上記のほか、**新**東日本大震災の教訓継承事業(1億円)、復興庁一般行政経費等(46億円)を計上  
※※ALPS処理水の処分に伴う対策のうち、復興特会においては、被災地又は被災者に対する事業を計上

## 2. 生活環境整備の状況

➤ 医療・介護・教育など、避難指示解除区域に帰還し、あるいは帰還しようとする住民が安心して生活を再開するための環境整備に取り組んでいる。

### 医療・介護・福祉

- 2018年4月 南相馬市  
「特別養護老人ホーム 梅の香」再開
- 2018年4月 富岡町  
24時間体制で地域の中核的な医療を担う  
「福島県ふたば医療センター附属病院」開設
- 2020年4月 大熊町  
「認知症高齢者グループホーム おおくまもみの木苑」開設
- 2021年2月 大熊町診療所 開所
- 2021年12月 小高診療所 開所
- 2022年4月 富岡町「共生サポートセンターさくらの郷」開所

ふたば医療センター



復興復興公営住宅「日和田団地」

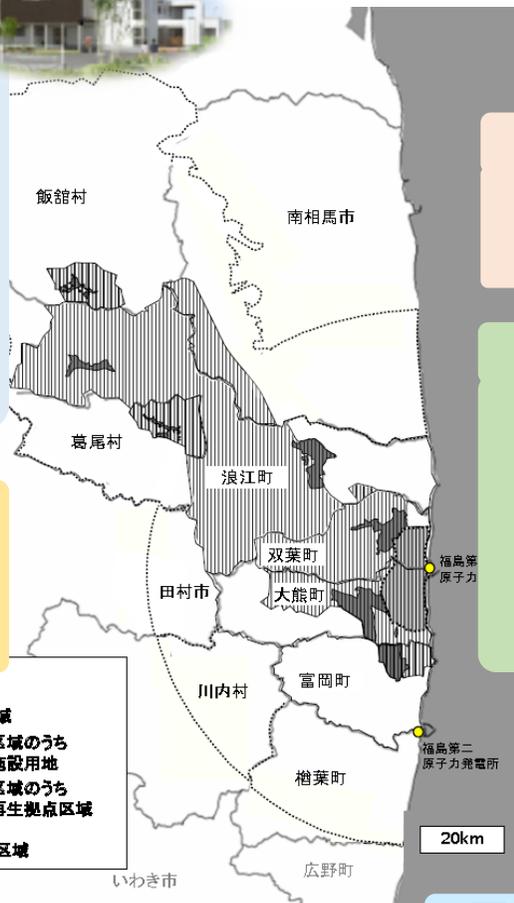
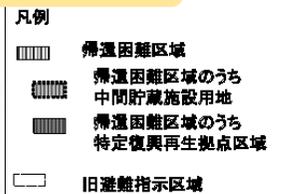
### 住まい

復興公営住宅：計画戸数4,890戸うち4,767戸完成  
帰還者向け災害公営住宅：  
計画戸数453戸うち423戸完成

### 教育

- 小中学校再開：10市町村再開済  
新規開校等：
- 2019年4月「ふたば未来学園中学校」開校
  - 2020年4月「いいたて希望の里学園」開校
  - 2021年4月「川内小中学園」開校

田ノ入工業団地  
手前：リセラ  
奥：大橋機産



### 交通機関等

- 〔JR常磐線〕  
2020年3月 全線開通、Jヴィレッジ駅常設化
- 〔常磐自動車道〕  
2020年3月 「常磐双葉IC」開通
- 〔相馬福島道路〕  
2019年12月 「相馬IC～相馬山上JCT」開通  
2020年8月 「伊達桑折IC～桑折JCT」開通  
2021年4月 全線開通



道の駅「なみえ」



### 働く場

- 2019年10月 榎葉町 榎葉北産業団地「株式会社エヌビーエス」工場稼働開始
- 2020年3月 富岡町 富岡産業団地 第2期区画供用開始
- 2021年5月 川内村 田ノ入工業団地「大橋機産」稼働
- 2021年6月 南相馬市 復興工業団地 ロボコムアンドエフエイコム(株)工場 稼働
- 2021年9月 浪江町 丸ビン式乾燥調製貯蔵施設 稼働
- 2022年4月 川俣町 ベルグ福島 川俣西部工業団地に植物ワクチン総合研究所開所

### 買い物

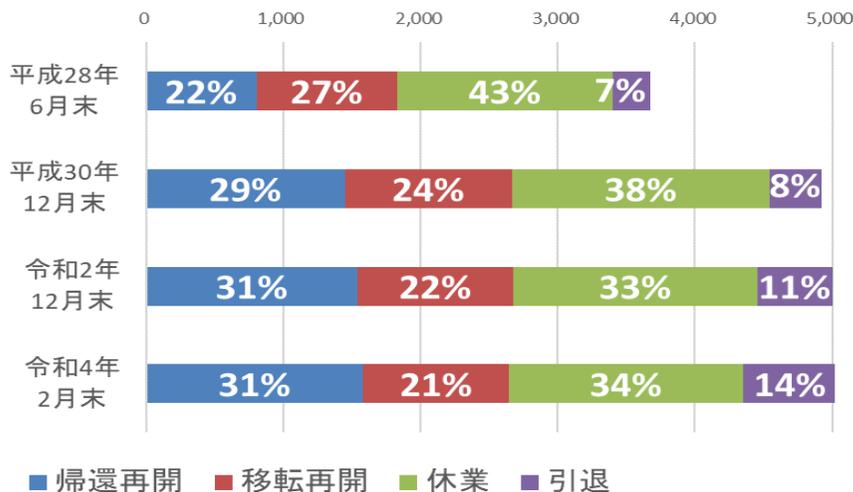
Jヴィレッジ駅開業式

- 2019年6月 南相馬市「ダイユーエイト小高」開業
- 2019年7月 浪江町 「イオン浪江店」開業
- 2020年2月 南相馬市「ヨークベニマル原町店」開業
- 2021年4月 浪江町 「道の駅なみえ」開業
- 2021年4月 大熊町 大川原地区商業施設 開業

### 3. 原子力災害被災12市町村の産業復興に向けた取組

- 原子力災害による**被災事業者（※注）の自立支援**を目的に、平成27年8月24日、国・県・民間からなる「**福島相双復興官民合同チーム**」を創設。
- これまでに約5,700の事業者及び約2,400の農業者を**個別訪問**する（令和4年3月1日時点）など、**個々の事情に応じたきめ細かな支援**を実施。専門家によるコンサルティングや、国の支援策等を通じ、事業再開や自立を支援。
- ※注：被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）が対象
- また、**新たな産業創出**に向けた取組も推進。その一つとして、企業立地を促進することで、被災地の「働く場」を確保し、雇用の創出と産業集積を図る**企業立地補助金を措置**。

12市町村の被災事業者の事業再開等の状況



- (注1) 事業者毎に最終の訪問等時点の状況を集計したものであり、現状と異なる場合がある。
- (注2) 上記事業者のほかに、震災後創業等（新規起業、域外からの進出等）の約500者を訪問。

出典：福島相双復興官民合同チーム資料

#### 自立・帰還支援雇用創出 企業立地補助金

平成28年度予算：320億円

平成29年度予算：185億円

平成30年度予算：80億円

令和元年度予算：88億円

令和3年度予算：215億円

令和4年度予算：141億円

・対象地域：

被災12市町村の避難指示区域等

・交付決定件数：108件（令和4年3月末時点）

#### 活用事例

##### ロボコム・アンド・エフエイコム(株) (南相馬市)

南相馬市にロボット制御システム機器等を製造する工場を建設。

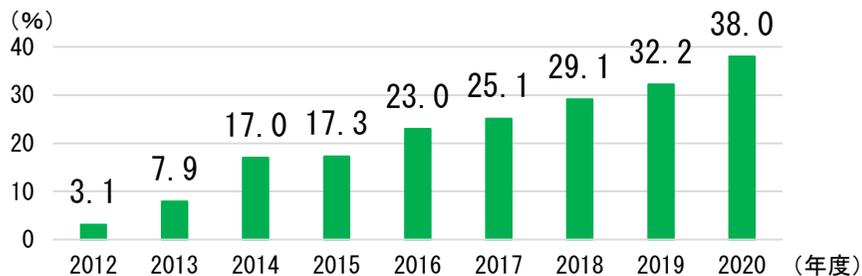
令和3年7月に操業開始。



## 4. 福島県の農林水産業の再生について

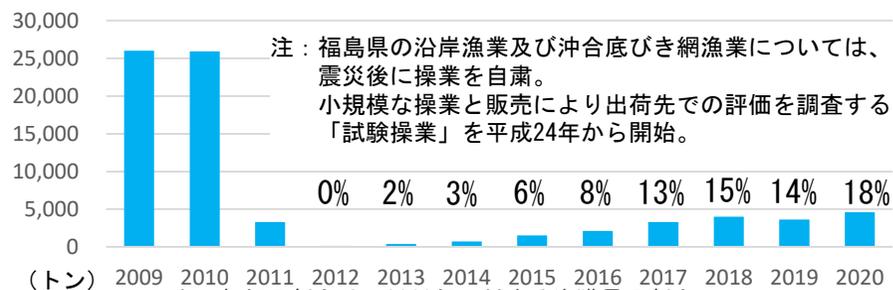
- 農業分野：インフラ復旧、機械・施設整備など営農再開に向けた一連の取組を切れ目なく支援してきたが、12市町村の営農再開面積は4割にとどまる。これまでの取組に加え、営農再開の加速化に向け、大規模で労働生産性の著しく高い農業経営が実現されるよう、福島特措法の改正等による農地の利用集積や6次産業化施設の整備の促進、広域的な高付加価値生産を展開する産地の創出を図るほか、ICT等先端技術を活用したスマート農業の推進等に取り組む。
- 森林・林業分野：放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策(ふくしま森林再生事業)を平成25年度から実施。原木林や特用林産物の産地再生に向けた取組の推進に加え、木材製品等の安全証明体制構築、バーク(樹皮)の滞留対策や有効利用を推進する等、森林・林業の再生に引き続き取り組む。
- 水産業分野：漁港の大部分は復旧が完了。福島県漁業は令和2年度で試験操業を終了し、令和3年度以降は本格操業への移行期間と位置づけ。水揚げは回復基調にあるものの低調。周辺海域の放射性物質モニタリング検査の結果を踏まえながら、漁獲量の増大など本格的な操業再開に向けた支援を実施。また、水産加工業について、販路の回復・開拓等の取組に対し引き続き支援を実施。

○被災12市町村の営農再開面積の割合



注：2011年12月末時点における営農休止面積に対する割合  
出典：農林水産省「福島県営農再開支援事業 令和2年度事業実績報告書」

○試験操業における漁獲量

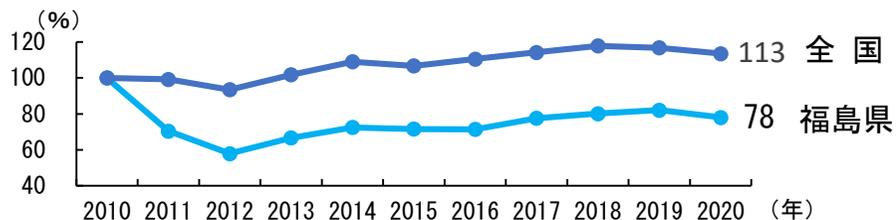


注：福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業については、震災後に操業を自粛。小規模な操業と販売により出荷先での評価を調査する「試験操業」を平成24年から開始。

注：各年の割合は、2010年に対する漁獲量の割合

出典：福島県海面漁業漁獲高統計

○林業産出額（2010年比）



出典：林野庁「林業産出額」

○水産加工品の売上げが震災前の8割以上に回復している事業者の割合

全体(6県)	49% (17%)
福島県	36% (15%)

注1：( )内は、売上げが震災前以上になった事業者の割合

注2：「全体」は、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、千葉県を合わせた割合

出典：水産庁「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第9回）」

## 5. 移住・定住等の促進

- 帰還意向が限定的である中で、帰還促進に加えて、「復興の担い手」となる移住人材の確保が必要。
- 全国の中で12市町村が移住先として選ばれるために、移住者等呼び込む戦略が必要。

➡ ①12市町村自ら移住施策の創意工夫、②ふくしま12市町村移住支援センターを通じた広域的な取組への対応、③12市町村が広域的に連携する仕組みを進めるとともに、④移住関心層への直接の後押しとして、個人支援金を給付。

➡ 令和4年度から、移住者の住宅確保支援を強化するため、移住者が居住用に空き家を賃借又は購入する場合の改修費等補助や移住者が入居する賃貸住宅の家賃低廉化補助について、交付金の対象事業として追加・拡充する予定。

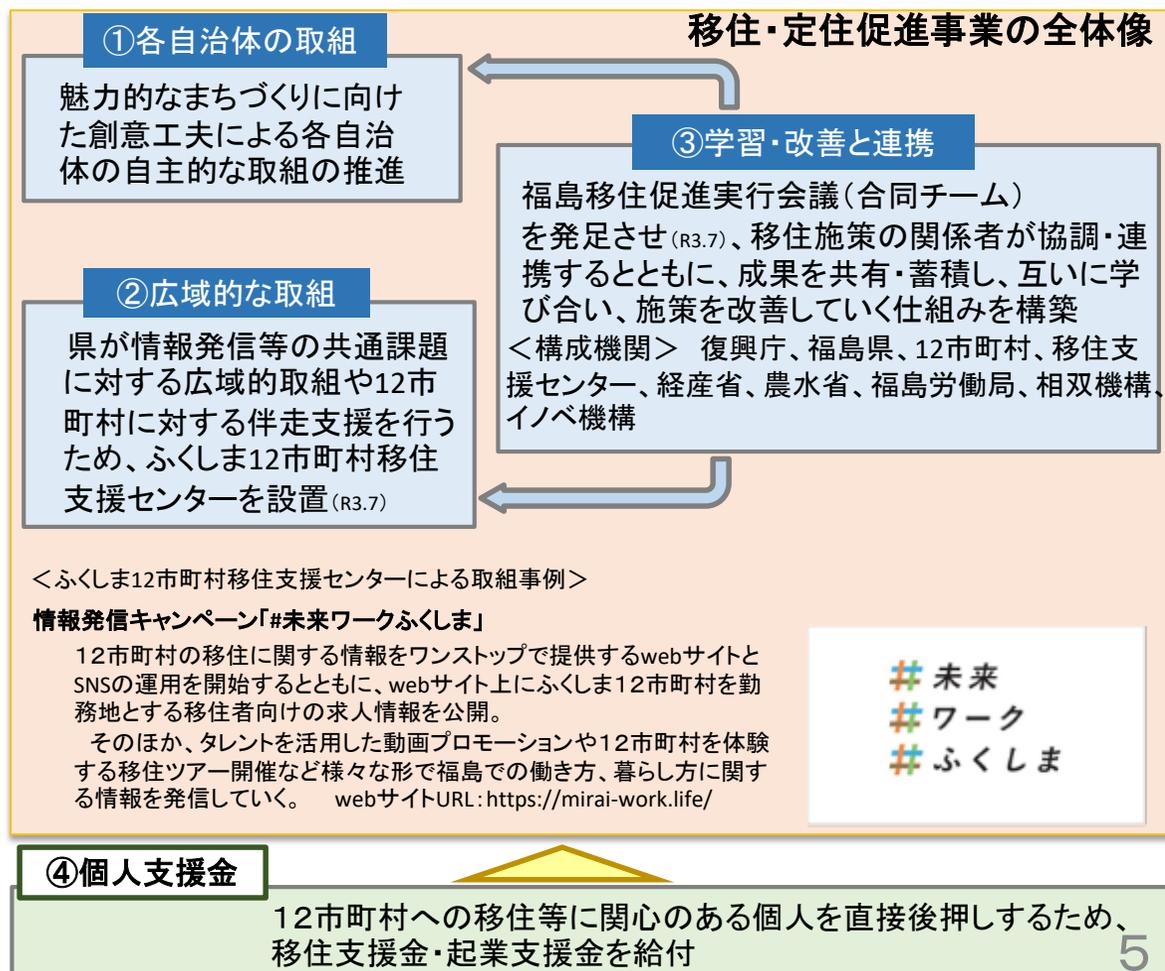
### 福島再生加速化交付金における支援措置

#### (1) 地方自治体の自主性に基づく事業への支援

- 福島県及び12市町村が創意工夫を活かして作成する計画に基づき実施する移住促進事業を交付金により支援
  - 【支援対象地域】 福島県の12市町村
  - 【事業費上限額】 原則：福島県8億円、市町村4億円補助率3/4、残る地方負担分は震災特交を充当
  - 【支援対象施策】 移住・定住の促進（コワーキングスペースや移住者が居住する空き家の改修など一定のハード事業も対象）

#### (2) 移住者等に対する個人支援

- 福島県外からの復興・再生を支える新たな活力を呼び込むため、移住して就業・起業等する者に対する支援金を給付（給付は福島県が実施）
  - ① 移住支援金  
福島県外から12市町村に5年以上継続して居住する意思を持って移住し、就業・起業する者（最大200万円）
  - ② 起業支援金  
①に加えて、福島県外から12市町村に5年以上継続して居住する意思を持って移住し、新たに起業する場合（最大400万円）



# 6. 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律について（概要）

福島をはじめ東北の復興を一層推進するとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献するため、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）を改正し、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発等に関する基本的な計画を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、**福島国際研究教育機構を設立**する。

## 改正の概要

### (1) 新産業創出等研究開発基本計画の策定

- ① **内閣総理大臣**は、**関係行政機関の長に協議**するとともに、**総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び福島県知事の意見を聴いて、新産業創出等研究開発基本計画**を定める。
- ② 新産業創出等研究開発基本計画は、**福島国際研究教育機構が中核的な役割を担う**よう定める。

### (2) 福島国際研究教育機構の設立

- ① **福島国際研究教育機構を設立し、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成等の業務**を行う。
- ② **主務大臣**（※）は、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、**中期目標（7年）を定める**。  
※ 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣
- ③ **福島国際研究教育機構**は、中期目標に基づき、**中期計画**（研究開発関連業務以外の業務については、助成等業務実施計画）**を作成し、主務大臣の認可**を受ける。
- ④ 主務大臣は、**毎事業年度の終了後、福島国際研究教育機構の業務の実績について評価**を行う。
- ⑤ 主務大臣は、②の中期目標の策定や④の評価等を行うに当たり、**CSTI及び福島県知事等の意見**を聴かなければならない。
- ⑥ **福島国際研究教育機構**は、研究開発等の実施に係る協議を行うため、福島県や大学その他の研究機関等で構成する**協議会を組織**する。

## 福島国際研究教育機構の業務

- (1) 研究開発：新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する**研究開発等**
- (2) 産業化：研究開発の**成果を普及、活用を促進**
- (3) 人材育成：**研究者・技術者を養成、資質の向上／教育活動**
- (4) 司令塔機能：**協議会の設置・運営**や**協議会の構成員との連携・調整**
- (5) 情報収集・発信：研究開発に係る**情報・資料の収集・分析・提供等**

## 福島国際研究教育機構の特徴

- (1) 司令塔機能
  - **新産業創出等研究開発基本計画**を、福島国際研究教育機構が**中核的な役割**を担うよう作成。
  - **協議会の設置・運営**を通じて、協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出など協力を求める**ことが可能。また、協議会の構成員には、協議が調った事項について**尊重義務**がある。
- (2) 処遇の柔軟性：**役職員の報酬・給与等の支給基準**において、**国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性**を考慮。
- (3) 民間活力の活用：**研究開発の成果の活用を促進する事業の実施者**に対し、**出資や人的・技術的援助**を行う。
- (4) 情報・データの収集：協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出**など、協力を求める。

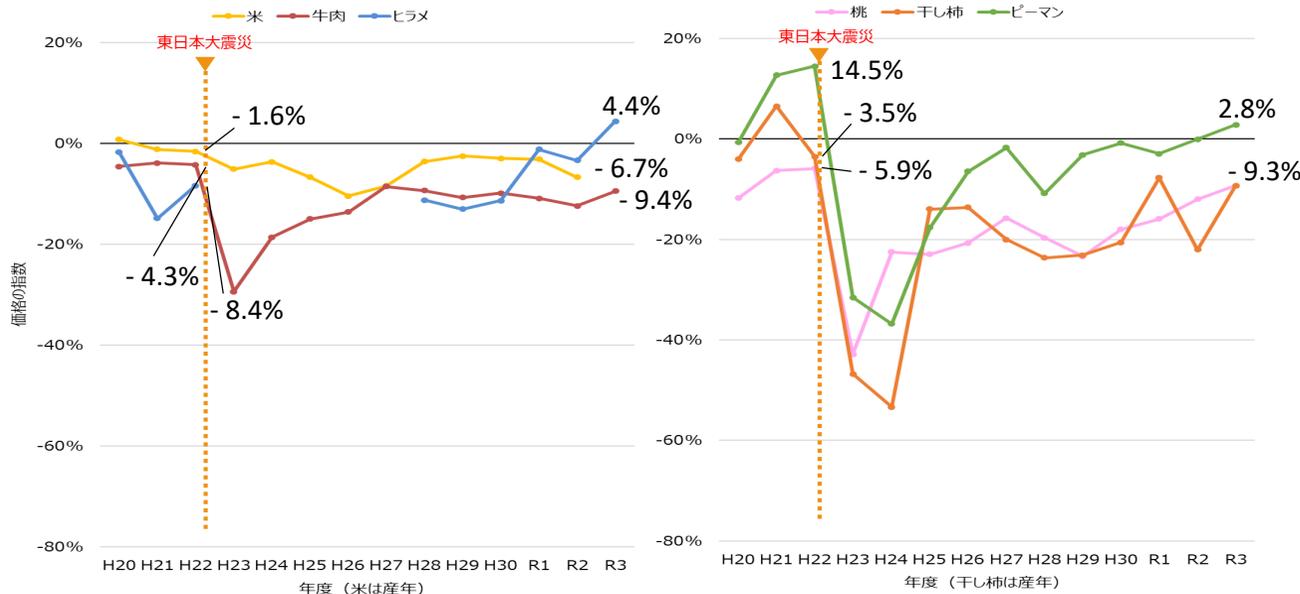
※ 政府は、この法律の施行後8年を目途として、この法律による改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

施行日：公布から3月を超えない範囲で政令で定める日  
(一部の規定は公布日)

# 7. 風評払拭・リスクコミュニケーション

- 福島県農産物等の価格は、震災直後、全国的に全国平均を下回る状況となった。その後、価格差は徐々に縮小しているものの、牛肉や桃などの品目は、依然全国平均を下回る価格となっている。
- 輸入規制措置を講じた55か国・地域のうち、41か国・地域が規制を撤廃、14か国・地域が規制を継続（令和4年2月時点）。
- 農林水産や観光等における風評の払拭に向けて、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、政府一体となって国内外に向けた情報発信等に取り組んでいる。
- ALPS処理水の処分に伴う風評対策については、令和3年4月の処分方針の決定を受け、8月20日に開催した「**原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース**」において、関係省庁が取り組むべき情報発信等について、「**ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ**」として、**とりまとめ、公表**。パッケージに盛り込んだ施策については、令和3年12月に開催された「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」で策定された「**ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画**」にも反映。
- 令和4年度予算案においては、効果的な情報発信の更なる強化や福島県内の自治体が行う風評払拭に向けた取組を支援するため、**風評対策予算を令和3年度と同額の20億円を計上。**

農産物等の福島県産と全国平均の価格差



**ALPS処理水に係る理解醸成に向けた  
情報発信等施策パッケージ**  
(令和3年8月20日原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース)

1. 関係省庁が連携し、政府一丸となり総力を挙げて正確な情報を発信
2. 地元の福島県や近隣県の思いを受け止めながら、密に連携して発信
3. 海外に向けて関係省庁が連携し、積極的に発信
4. 国内外の状況を継続的に把握し、臨機応変に発信

※令和3年度は、令和3年12月までの実績を使用  
※ヒラメは、平成28年に試験操業の対象魚種となり出荷が再開された

出典：農林水産省「令和3年度福島県産農産物等流通実態調査」

# (参考) ALPS処理水に係る情報発信

## <基本的な考え方>

- 科学的根拠に基づいた正確な情報をできるだけ多くの方に届けて理解・納得してもらう。
- 関係省庁と連携したコンテンツの作成・発信を実施。

## 1. 誰でも分かりやすく、かつ関心を持ってもらうことを意識したコンテンツの作成・発信

- ・ チラシ・動画の作成・公開
- ・ 今後、様々なメディアの活用を検討。その際、インターネットを最大限活用。プッシュ型広告により、しっかりと「届ける」広報を展開。

## 2. 海外に向けた情報発信の強化

- ・ 外国人の疑問に答えることを主目的にしたポータルサイト「Fukushima Updates」を令和3年3月に開設。関係機関が一体となって情報の更新等に努めることにより、海外に向けた情報発信の最前線ツールとなることを目指す。ALPS処理水に関するFAQも追加。
- ・ 関係省庁と連携し、インフルエンサーの活用を含め、各国・地域の状況に応じたきめ細かな広報対応を検討・実施。
- ・ 輸入規制の緩和・撤廃に向けて、各府省政務が各国等代表と面談する際に使用するための統一的な説明資料を作成し、関係省庁に依頼。
- ・ ロンドンにおいて、輸入規制の撤廃に向けた、食・観光など被災地の魅力を紹介するイベントを開催（令和4年3月）。



## 3. 自治体による風評払拭の取組支援

- ・ 福島県及び県内市町村に向けた交付金を令和3年度に新設（10億円）。自治体の創意工夫による情報発信やイベント実施などの風評払拭の取組を支援。
- ・ 福島県内の自治体と連携し、大阪市内において、食・観光など福島の魅力や復興の進捗を発信するイベントを開催（令和4年3月）。

## 4. 国内外の認識状況等の把握

- ・ 国内の消費者や海外の消費者を対象としたインターネット調査等を活用してALPS処理水の安全性等への認識状況等について調査し、その結果を関係省庁と共有し、各府省庁の施策に反映していく予定。

## 8. 令和4年度 福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業費のテーマ一覧

調査名	内容
① 生活基盤再建に関する実証調査事業(継続)	商業・教育分野について前年度調査で得た知見を基に、市町村の町づくりニーズを踏まえた個別マッチングのフォローアップ等を中心に実証を継続する。また、医療分野については、福島県立医大や地元医師会等関係者との連携をしつつ、新規の案件組成も含め、引き続き医師等医療従事者の誘致を推進する。
② 特定復興再生拠点区域の解除に伴う生活環境の安全安心の確保に資する鳥獣被害対策に関する調査事業	特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴い、同地域でのサル等の野生鳥獣による人身事故等生活被害のリスクが高まることから、既解除地域と新たな解除地域が効果的・効率的に連携した対策の方策を検討するとともに、県及び各自治体の具体的な役割を示し、安全安心な生活環境の確保等を図る。
③ 福島12市町村における行政DX推進に向けた調査業務	成長戦略に掲げられている「デジタル化の推進」及び、いまだ域外に多数居住する避難者の対応や復興に向けた多くの取組に追われる等の特殊事情のある12市町村の役場機能の強化を目的として、現在の役場の業務量調査及び結果の分析・打ち手の提案等を行い、デジタル技術導入を含めた役場業務の効率化に向けた取組を行う。
④ 福島12市町村及び近隣地域での産業経済圏構築に基づく海外・外資系含むベンチャー企業等誘致に関する調査事業	福島12市町村及び企業集積が進む周辺地域の現状の産業構造に関する分析と、海外・外資系含むベンチャー企業等の誘致が進む産業経済圏の事例調査を行い、各地域の産業上の特色を踏まえた産業経済圏を構築し、福島イノベーション・コースト構想や国際研究教育機構との連携も視野に入れながら、福島12市町村における中長期的な発展・魅力ある働き口の創出を推進する。
⑤ 福島12市町村における効果的な市町村職員採用等に向けた調査事業(継続)	特に緊急度の高い6町村を中心に、引き続き役場職員雇用のための伴走支援を進めるとともに、今年度は中途採用も含めた雇用の充実化や離職防止のためのフォローアップ体制の構築等に範囲を拡大し支援する。
⑥ 交流人口・関係人口拡大に資する民間団体等の取組支援に関する調査事業	地域の持続や自立に向け、将来にわたり活力ある地域を築いていくためには、外部人材や活力を呼び込むための取組を通じた交流人口・関係人口の拡大が必要である。このため、まちづくり会社等の交流人口・関係人口拡大に資するプロジェクト組成の支援やノウハウ共有のための意見交換の場や勉強会を開催する。

# 9. 特定復興再生拠点区域の整備計画

## 双葉町（2017年9月15日認定）



- ・区域面積：約555ha・居住人口目標：約2,000人
- ・避難指示解除の目標  
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域  
(2020年3月、JR常磐線双葉駅周辺の一部区域を解除)

## 大熊町（2017年11月10日認定）



- ・区域面積：約860ha・居住人口目標：約2,600人
- ・避難指示解除の目標  
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域  
(2020年3月、JR常磐線大野駅周辺等の一部区域を解除)

## 浪江町（2017年12月22日認定）



- ・区域面積：約661ha・居住人口目標：約1,500人
- ・避難指示解除の目標：2023年3月  
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する)

## 富岡町（2018年3月9日認定）



- ・区域面積：約390ha・居住人口目標：約1,600人
- ・避難指示解除の目標：  
2023年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域  
(2020年3月、JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域を解除)

## 飯舘村（2018年4月20日認定）



- ・区域面積：約186ha・居住人口目標：約180人
- ・避難指示解除の目標：2023年春  
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する)

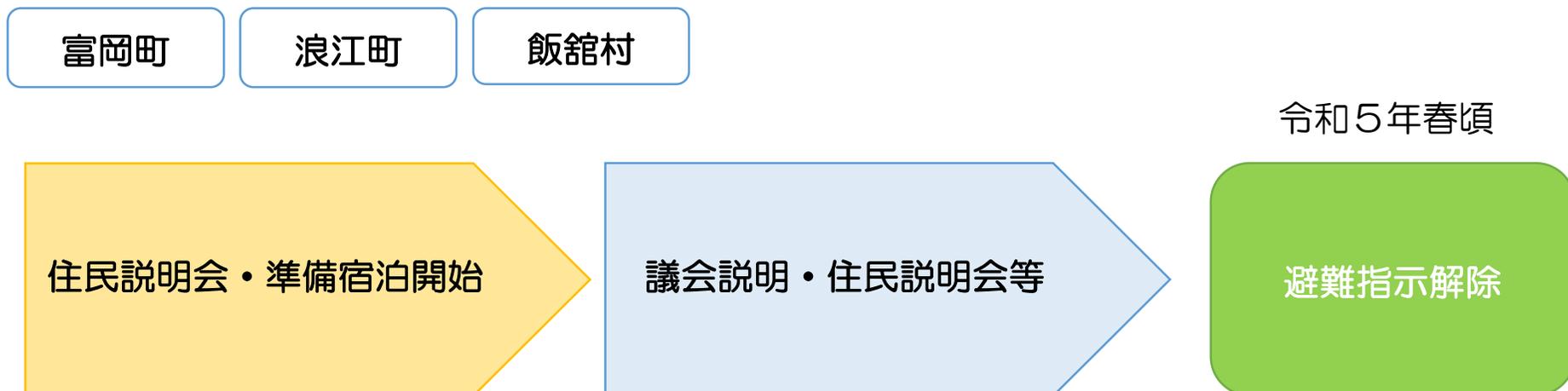
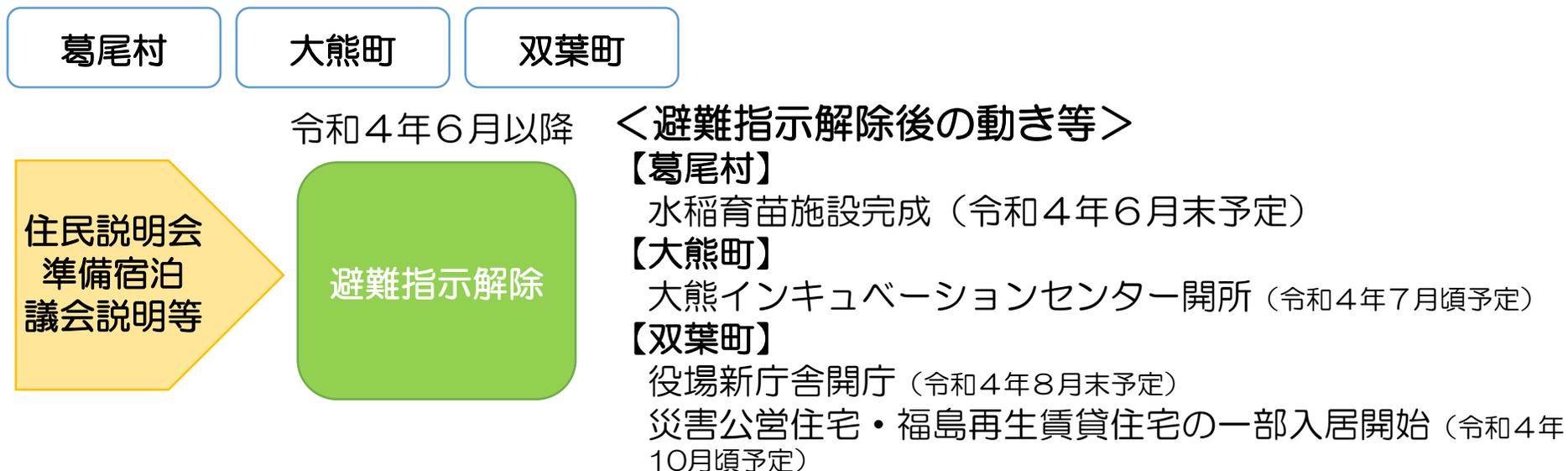
## 葛尾村（2018年5月11日認定）



- ・区域面積：約95ha・居住人口目標：約80人
- ・避難指示解除の目標：2022年春

(注) 南相馬市の一部地域にも帰還困難区域は設定されているが、特定復興再生拠点区域はない。

## 6 町村の避難指示解除に向けた今後の流れ



## 10. 帰還困難区域の復興・再生 特定復興再生拠点区域外に係る対応

- 令和3年8月31日、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を政府の基本的方針として決定。
- 今後、基本的方針に基づき、関係機関と連携し、地元と十分に議論しつつ、施策の具体化を推進。

### (1) 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針

**2020年代**をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、**帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進める。**

【帰還意向確認】 すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回実施。

【除染開始時期】 拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、除染を開始。

【除染範囲】 帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期すため、十分に地元自治体と協議・検討。

【予算・財源】 除染・解体は国の負担。復興特会及びエネルギー特会により確保。

【その他】 居住・生活に必要なインフラ整備は効率的に実施。  
立入制限の緩和についても必要な対応を実施。

【残された課題】 帰還意向のない土地・家屋等の扱いについては、引き続き重要な課題。地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める。

### (2) 帰還困難区域を抱える自治体への個別支援の推進

活力ある地域社会の再生・持続を図るため、拠点区域外の避難指示解除のみならず、**避難指示解除区域や拠点区域への帰還及び移住・定住を促進。**